

日本体育大学附属高等支援学校いじめ防止基本方針

平成31年4月1日

校長 決定

いじめ防止対策推進法第13条「学校いじめ防止基本方針」に則り、以下に日本体育大学附属高等支援学校いじめ防止基本方針を定める。

1 基本理念

- (1) いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえて、生徒が安全で安心して学校生活や寄宿舎生活を過ごすことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、その兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは、生徒の尊厳や人権を害する行為であり、「決して行ってはならない」「絶対に許されない」ことを全ての生徒が理解し、生徒の豊かな情操と道徳心を培って自分と他人の存在を等しく認め、人格を尊重し合う態度や規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案へは迅速に対処し、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校、家庭、関係者と連携して取り組む。

2 基本的な考え方

- (1) いじめを発生させない学校づくり
いじめはどの学校でも起こり、誰でもが被害者にも加害者にもなり得ることを十分理解し、全ての生徒が安全で安心して学ぶ環境を整え、学校教育全般をとおしていじめ撲滅に向けた教育を推進する。
- (2) 早期発見
生徒とのコミュニケーションを良好に保ち、相談しやすい信頼関係を築くとともに、生徒の些細な変化を見逃さず、教職員の共通理解と情報の共有を図る。
- (3) 早期対応
いじめを発見した場合は、教職員が一丸となって「いじめは許さない」という信念を持ち、いじめを受けた生徒を守るとともに、いじめた生徒に対して適切な指導を迅速に行う。
- (4) 保護者や関係機関との連携
社会全体でいじめ問題に取り組む体制を築き、いじめの未然防止のために状況把握、情報収集を保護者や関係機関と連携して取り組む。

3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめ防止対策推進法基本理念に則り、在籍する生徒の保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に努める。さらに、いじめの疑いを認知した場合は迅速な対応と解決を図る。

4 いじめ防止の組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、校長、副校長（教頭）、生活指導部長、各学年主任、関係担任を構成員とする。

(2) 所掌事項

- ・いじめ防止に関する教育の推進と支援。
- ・いじめ相談窓口。
- ・いじめの疑いに関する情報収集
- ・いじめの疑いに係る情報を入手した時の組織的な対応のための連絡調整。
(緊急会議の開催、関係する生徒への事実確認、解決に向けた指導や支援・対応体制方針の決定、保護者や関係者との連携など)

5 未然防止のための取り組み

(1) 生徒

- ・学校教育、寄宿舎生活全体を通じて人権尊重の精神を育み、いじめは「行ってはいけない」「許されない」ことを理解させ、生徒の豊かな情操や道徳心を培う。
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、人格を尊重し合う態度や規範意識を養う。
- ・情報モラルについて理解させ、ネット社会の良好な活用を促す。
- ・万一の場合、一人で悩まずに教員や寄宿舎職員、保護者に相談することを指導する。

(2) 教職員

- ・「いじめは許さない」という信念の下に、学校教育全体を通じて未然防止に努める。
- ・生徒とのコミュニケーションを良好に保ち、相談しやすい信頼関係を築くとともに生徒の些細な変化を見逃さず、教職員の情報の共有と共通理解を図る。
- ・生徒間の良好な関係作りに努める。
- ・生徒の悪意ある言動、行動、態度、携帯メールなど対しては、発見したその場で適切に指導することで、いじめ防止への意識を高めさせる。
- ・いじめ未然防止に関する研修会を実施し、いじめの態様や特性について共通理解を図り、発覚した場合の対応力や指導力を高める。

(3) 保護者

- ・学校の基本方針や取り組みについて周知し、理解と協力を得る。
- ・担任は保護者との関係を良好に保ち、保護者が相談しやすい環境を作る。
- ・PTA活動等を通じて、いじめ防止に関する保護者の意識を醸成する。

6 早期発見のための取り組み

(1) 教員間の情報交換

- ・生徒情報について、朝の打合せや学年会等で情報交換し、共通認識を図る。

(2) 日常的な観察と情報収集

- ・生徒の言動や行動、態度や表情などの変化、友人関係の変化など、意識して注意深く確認する。
- ・寄宿舎指導員からの情報収集。
- ・欠席や遅刻の状況の把握を迅速に行う。(寄宿舎、保護者との連携)

(3) いじめ調査の実施

- ・個別面談時の聴き取り実施。
- ・アンケート調査の実施。

7 早期対応のための取り組み

(1) いじめ発見時

- ・即座にいじめを止めさせる処置をとるために、担任、学年主任、生活指導部長に連絡し、関係生徒（加害・被害）から事実の確認を行う体制を整える。同時に管理職に報告する。

(2) 実態把握と事実確認

※被害生徒、加害生徒から個別に聴き取りを行い、状況と事実を確認する。同時に、周りの生徒からも状況を聞き取る。

- ・被害生徒、加害生徒の特定
- ・いじめ行為の実態確認
- ・背景と要因の確認
- ・期間（いつ頃から）

(3) 指導体制、指導方針

※校長は、いじめ防止対策委員会を招集し、方針を決定する。

- ・事実の詳細確認
- ・対応策と指導方針の確認
- ・再発防止策の検討
- ・教職員への指導方針の周知と共通理解の徹底
- ・保護者や関係者への説明

8 生徒への指導・支援

(1) 被害生徒へのケア

- ・安心して話ができる環境をつくる。(守られている安心感)

- ・事実、状況を正確に聴き取る。
 - ・生徒の意向を確認しながら対応する。
 - ・必要に応じて臨床心理士や専門機関の協力を得る。
- (2) 加害生徒への指導
- ・事実、状況を正確に聴き取る。
 - ・いじめに及んだ背景や要因を確認する。
 - ・いじめであることの認識確認。
 - ・加害生徒への思い、謝罪。
 - ・再発防止への心構え。
- (3) 保護者への支援（被害生徒、加害生徒）
- ・学校への不安感や不信感が生じないように、確認した事実及び状況を公平に伝える。
 - ・対応や指導について、保護者の意向を確認する。
 - ・対応や指導の状況を随時伝える。
- (4) 周りの生徒への指導
- ・いじめを自分の問題として捉え、対処するように指導する。
 - ・見たり、聞いたりしたら、教員や寄宿舎指導員に知らせよう指導する。
 - ・再発防止に向けて、生徒同士の関係を良好に保つよう指導する。

9 重大事態への対処

- (1) 報告・連絡体制の確立
- ・校長は、いじめ防止対策委員会を招集し、事実の詳細を掌握するとともに、法人本部、北海道総務部法務・法人局学事課中高専修学校グループへ報告する。状況によっては、警察や児童相談所へ報告する。
- (2) 詳細な事実確認の把握
- ・被害生徒から事実の詳細を聴き取る。
 - ・加害生徒、関係生徒の聴き取り及び生徒対象の緊急アンケートを実施する。
 - ・アンケートに基づいて聴き取り調査を実施する。（必要に応じて）
 - ・保護者への聴き取り（被害生徒、加害生徒）を実施する。
- (3) 生徒への心のケア
- ・被害生徒の心のケアには十分な配慮を行い、関係機関と慎重に連携して対応する。
 - ・臨床心理士や医師を一定期間学校に常駐させて、生徒の心のケアを行う。
- (4) 報道関係
- ・法人本部と連携し、誠実に対応する。
 - ・状況によっては、記者会見を行う。